

宝塚市制 70 周年記念 花のみちリニューアル業務委託  
業務委託仕様書

1 事業概要

(1) 業務名 宝塚市制 70 周年記念花のみちリニューアル業務委託

(2) 目的 花のみち（市道武庫川通線）は、元々は武庫川の自然堤防であった場所で、その当時に堤防補強のために植えられた松の木が巨木となって木陰をつくり、春には桜の花が咲き誇り、宝塚歌劇や市立手塚治虫記念館などの本市を代表する観光資源へと誘う遊歩道となっています。

花のみちの桜の木は、多くの市民が親しみ、観光資源としても貴重な存在ですが、近年、一部で枯死又は衰退していることが判明し、倒壊して歩行者や通行車両に危害が及ぶ危険性があるものについては伐採している状況で、更新や保護が喫緊の課題となっています。

今回、社会貢献に積極的な企業から地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による支援が得られることとなったため、市制 70 周年を記念して、花のみちの桜の木の更新及び保護を軸とした賑わいづくり事業を実施します。

本事業をとおして、活力あふれる、創造性豊かなまちづくりを進めることを目的に、公募型プロポーザル方式にて企画提案を募集します。

(3) 業務場所 宝塚市 栄町 1 丁目外 地内

(4) 業務期間 契約締結の日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで

2 業務内容

(1) 市制 70 周年記念

本市は、昭和 29 年（1954 年）4 月 1 日に宝塚町と良元村の合併により誕生し、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日で市制 70 周年を迎えます。この記念すべき 70 周年の節目において、これまでの歩みを振り返り、本市の魅力を再確認、再発見することで、ふるさとへの愛着や誇りを育み、未来につなぐ機会となるよう取組を進めています。

また、事業の展開にあたっては、過去・現在・未来の繋がりを表現する「辿る軌跡（TA）、架ける橋（KA）、未来への光（RA）」の視点を掲げています。

本業務委託は、市制 70 周年を彩る事業として実施しますので、上記の視点を踏まえた上で、令和 6 年（2024 年）4 月から 6 月の間に、花のみちに相応しい賑わいを創出する“イベント形式”の企画を提案してください。

(2) 既存樹木の保護

花のみちの桜の木は、多くの市民が親しみ、観光資源としても貴重な存在ですが、令和 4 年度（2022 年度）に樹木医による診断を実施したところ、一部で枯死又は衰退していることが判明し、倒壊して歩行者や通行車両に危害が及ぶ危険性があった宝塚歌劇場正面ゲート前の桜の木 1 本については、既に伐採している状況です。

本業務委託では、既存樹木を保護するため、高度で専門的な知識を有する技術者により、改めて“全体的な状況を把握して原因や対策を診断”する企画を提案してください。

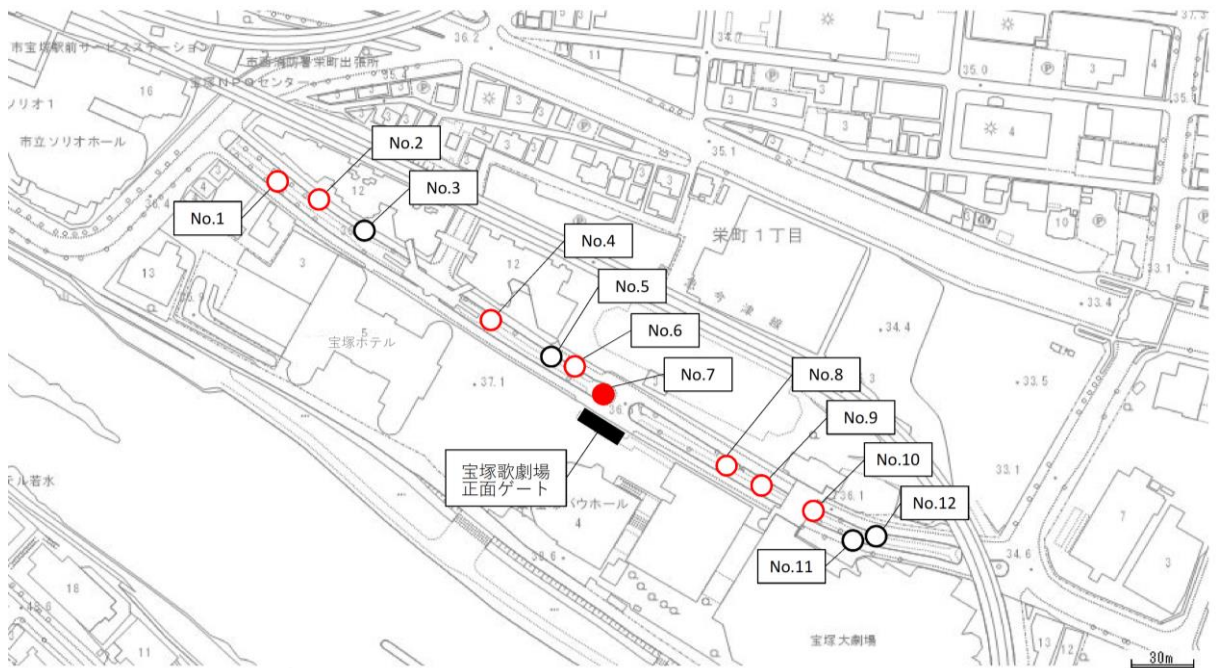
(3) 枯死した桜の木の植え替え及び衰退した桜の木の治療

令和4年度(2022年度)の樹木医による診断の結果(下記のとおり)を参考に、枯死した桜の木の植え替え方法と、衰退した桜の木の治療方法について、“図面やイメージ図などを用いた具体案”の企画を提案してください。企画提案書にはその方法を選定した理由を分かり易く記述してください。

なお、企画提案書の作成にあたっての現地踏査や、各種の新たな提案を妨げるものではなく、実際の桜の木の植え替え及び衰退した桜の木の治療は、業務着手後の上記(2)の診断による原因と対策に基づいて行うものとし、各作業の完了期限については下記のとおりとします。

- ①宝塚歌劇場正面ゲート前(No.7)の桜の植え替え 令和6年(2024年)3月31日まで
- ②その他の桜の植え替え及び治療 令和7年(2025年)3月31日まで

(参考) 位置図・対策案



番号	既存の桜			対策案 (各種提案を妨げるものではありません)
	種類	状態	対応	
No.1	一重咲きの桜	枯死	伐採検討	生育不適地で植え替えなしを想定
No.2	一重咲きの桜	枯死	伐採検討	一重咲きの桜で植え替えを想定
No.3	一重咲きの桜	衰退	現状維持	対策した上で現状維持を想定
No.4	一重咲きの桜	枯死	伐採検討	根吹き桜に更新を想定
No.5	一重咲きの桜	衰退	治療検討	治療した上で現状維持を想定
No.6	一重咲きの桜	枯死	伐採検討	一重咲きの桜で植え替えを想定
No.7	八重咲きの桜	枯死	伐採済み	八重咲きの桜を想定
No.8	一重咲きの桜	枯死・衰退	伐採検討	根吹き桜に更新を想定

No.9	一重咲きの桜	枯死	伐採検討	一重咲きの桜で植え替えを想定
No.10	一重咲きの桜	枯死	伐採検討	一重咲きの桜で植え替えを想定
No.11	一重咲きの桜	衰退	治療検討	治療した上で現状維持を想定
No.12	一重咲きの桜	衰退	治療検討	治療した上で現状維持を想定

※花のみちには約 60 本の桜の木があり、このうち 12 本に問題があります。(令和 4 年度調査)

※No.9 と No.11 はナラタケモドキによる被害の可能性があります。(令和 4 年度調査)

※現時点ではクビアカカミキリムシの被害報告はありません。(令和 5 年度調査)

#### (4) 植え替える桜の品種、苗木の選定

上記(3)で植え替えることとした桜の木については、“品種や苗木の具体案”の企画を提案してください。企画提案書にはその品種、苗木(概ねの寸法を含む)を選定した理由を分かり易く記述してください。

なお、植え替え直後の開花時期に見応えのある開花を求めるものではなく、生き活きと成長して樹勢が長く維持されるよう留意するものとします。ただし、宝塚歌劇場正面ゲート前の桜については、花のみちを代表するシンボルツリーとして長く愛されるよう、品種や生育に適した植樹方法を提案してください。

#### (5) 周辺施設との連携

花のみちの周辺には、本市を代表する観光施設、商業施設、宿泊施設などが立地しています。これらの“周辺施設と連携”した企画を提案してください。周辺施設との連携とは、その施設との直接的なコラボレーション企画のほか、周辺施設に対して間接的にプラスの影響を与える企画、周辺施設に所縁のある企画などを想定しています。企画提案書には企画の意図や実現可能であることを分かり易く記述してください。

なお、上記(1)の“イベント形式”の企画との併催や統合ができるものとしますが、企画の実施に必要な一切の費用は、契約金額に含まれるものとします。

#### (6) 歩行者や通行車両等に対する安全対策

本業務委託は、供用中の道路上でのイベントや作業が伴い、多くの来場者が集まることが予想されることから、歩行者や通行車両等に対する安全対策には万全を期す必要があります。

企画提案書には交通誘導員や保安材の配置、交通規制の方法などの安全対策について、分かり易く記述してください。

なお、安全対策に必要な一切の費用は、契約金額に含まれるものとします。

#### (7) その他

上記(1)～(6)のほか、本業務委託の目的に合致する企画があれば、提案限度額の範囲内で自由に提案してください。

ただし、昔ながらの花のみちの趣を大きく変えることがなく、周辺施設や近隣住戸に迷惑が及ぶことのない企画とします。

### 3 委託料の支払い

本業務完了度、一括払い

### 4 留意事項

- (1) 受託者は、あらかじめ市と調整したスケジュールで本業務を行ってください。
- (2) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、スケジュールに変更が生じた場合は市担当者に随時報告を行い、必要があれば協議のうえ本業務を遂行してください。
- (3) 受託者は、本業務について機密を守り、業務内容を許可無く第三者に公表、転用及び貸与することはできません。
- (4) 受託者は、本業務の主たる部分を再委託することはできません。
- (5) 受託者が本業務を遂行するうえで必要な資料等は受託者において入手するほか、必要に応じて市において貸与します。なお、貸与した資料等の複製又は複写の可否、返却等については市の指示に従ってください。
- (6) 貸与した資料等は本業務完了後、市に返還してください。写しを取った場合も同様とします。
- (7) 本業務に使用するイラスト、写真、その他の資料等について第三者が権利を有する著作物である場合には、受託者において著作権その他知的財産権に関して必要な手続きを行うとともに、使用料等の負担及び責任も受託者が負うものとします。
- (8) 本業務に基づく成果物の所有権及び著作権は、受託者から市への引渡し完了したときに、市に移転するものとします。ただし、受託者が従前から保持する所有物及び著作物については受託者に留保されます。
- (9) 本業務に基づく成果物について、著作者は本業務の契約締結をもって著作人格権を行使しないことに同意したものとします。
- (10) 本業務の成果物等に対する瑕疵の取扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約満了後1年間とします。
- (11) 受託者は、本業務の実施にあたって知り得た秘密、個人情報等について、委託期間内及び本業務完了後において厳格に取り扱ってください。
- (12) この仕様書に定めのない事項及び業務上の疑義が生じた場合は、両者協議により本業務を進めるものとします。